

知^っ得^{情報} ◀ 新型コロナの影響で 収入減の方は減免の申請を

新型コロナウイルス感染症などの影響により、一定程度収入が減少した方、または売上げが大幅に減少した事業者を対象に、税等の減免が受けられます。

◀国民健康保険税・後期高齢者医療保険料▶

主たる生計維持者*が新型コロナウイルス感染症により、死亡または治療に1ヶ月以上かかるなど重篤な傷病を負った世帯。または事業収入等（不動産収入、事業収入、給与収入及び山林収入）が申請時点において既に減少し、かつ、次の要件の全てに該当する世帯が対象です。

- ①前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少する見込みであること
- ②合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得の合計額が400万円以下であること

減免対象保険料は2020年2月～2021年3月までに納付するもの

*「主たる生計維持者」とは、国民健康保険の世帯主（納税義務者）となり、世帯主の国民健康保険の加入の有無は問われません。

▶▶問合せ先 国民健康保険課 ☎259-7669
高齢者保健事業室 ☎259-7653

◀介護保険料▶

対象者は国保・後期高齢医療と同じく、要件については①と③が対象です。減免対象保険料は2020年2月～2021年3月までに納付するものです。

▶▶問合せ先 介護保険課 ☎259-7295

◀固定資産税・都市計画税▶

中小業者などが所有する償却資産・事業用家屋(土地を除く)の2021年度の税が軽減されます。

2020年2月～10月の任意の3か月の事業収入が前年同期比で

30%以上減少した場合……1/2に減免

50%以上減少した場合……全額免除

事業収入減少の確認書類が必要です。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

▶▶問合せ先 固定資産税課 ☎259-7637・7641

教育にかかわる内容について ご相談下さい

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から休校措置が取られていましたが、緊急事態宣言の解除を受けて再開となりました。不安な思いをしているお子さんや保護者もいらっしゃるのではないのでしょうか。学校に行きたがらない、精神的な面で不安がある、学習に遅れがある等のご相談、また、発達に課題がある（あると思われる）児童生徒の就学、進路について心配がある方のご相談について、市の教育研究所が対応していますが、その一部をお知らせします。

[電話・来室相談]

児童生徒、保護者の教育全般にかかわる内容について、電話・来室での相談を受け付けています。相談は、教育研究所の教育相談員、カウンセラーが対応いたします。相談は、予約制ですので、教育相談室に電話で事前にご予約ください。

[学校巡回教育相談]

学校生活で不適應を起こしている児童生徒や就学に関する相談について、保護者が学校を通して申込むことにより、教育研究所の指導主事やアドバイザーが学校を訪問し、助言や相談等、支援にあたります。

[訪問相談]

家庭に引きこもりがちな児童生徒を対象に、訪問相談員が、月～金曜日の午前9時～午後5時の1時間程度、ご家庭を訪問し、相談・支援にあたります。申し込みは、学校または、教育研究所にご相談ください。

[就学相談]

発達に課題がある（あると思われる）幼児（年長）、児童生徒の就学に関する教育的支援について相談を行います。教育研究所の指導主事や専門スタッフが、相談・支援にあたります。

川口市立教育研究所芝園分室

所在地：〒333-0853 川口市芝園町3-17（旧芝園小学校）

電話：048-267-1123（教育相談室直通ダイヤル）

電話：048-267-8208（就学相談）

電話相談受付時間：午前9時～午後5時

（土日、祝祭日、年末年始を除く）

お問い合わせ先